

各保護者 様

吉川市教育委員会教育長

「令和5年度 学校におけるアレルギー疾患対応調査票」の提出について

日頃より、学校保健事業についてご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

市内小中学校では、アレルギーを有する児童生徒の学校生活をより安全で安心なものとするため、個人に係るアレルギー症状等について詳しい情報を把握し、適切に対応するよう努めているところです。また、重篤なアレルギー疾患等をお持ちの児童生徒（※下記に具体例を記載）で、学校での配慮や管理を希望される場合は、主治医が記載する「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（以下「管理指導表」という。）を年度ごとに提出していただき、全教職員が共通認識を持って対応してまいります。

つきましては、個々の児童生徒について配慮の希望を確認するため、別紙の「学校におけるアレルギー疾患対応調査票」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、今回の調査内容には学校給食に関するものも含まれておりますので、ご協力をお願いいたします。

記

■ 対応実施までの流れ

- ① 学校での配慮や管理の有無について、別紙「学校におけるアレルギー疾患対応調査票」を記入し、学校に提出してください（全員提出）。

提出期限： **令和5年4月10日（ 月 ）**

- ② **対応を希望する児童は「管理指導表」を小学校の保健室でもらってください。**
- ③ 主治医に「管理指導表」を記載してもらい、学校に提出します。なお、各医療機関で文書料がかかりますがご了承ください。
- ④ 「管理指導表」を基に、学校での具体的な取組や対応方法等を確認するため、保護者の方と担任、養護教諭等で面談を行います。
- ⑤ 個々の実施時期より学校での対応を開始します。「管理指導表」は緊急時の対応に活用するため記載された内容は、全職員が共有させていただきます。また、アレルギー疾患は1年で大きく変化することもありますので、毎年提出していただくようお願いいたします。

（※） 学校での対応が必要となる場合の具体例

- かかりつけ医から学校生活での配慮事項について指示が出ている。
- アナフィラキシーを起こす可能性がある、エピペンの処方を受けている。
- 「食物アレルギー」、「気管支ぜん息」等で症状が重篤である。
- 家庭で、アレルギー疾患について特別な配慮を行っている。
- 学校給食において、アレルギー対応食を希望する、校外活動で行動を制限する。 など